



島根県報

平成21年5月7日(木)

第2,082号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	2
保安林の指定	(森林整備課)	2

告 示**島根県告示第370号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成21年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 さくら	ケアサポート稗原	出雲市稗原町1724	平成21年 5 月 1 日

島根県告示第371号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成21年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
和田地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）	平成20年 3 月31日

島根県告示第372号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町吉野字下山487-2、佐田町大呂3065、3066、3070-7、3070-19

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）